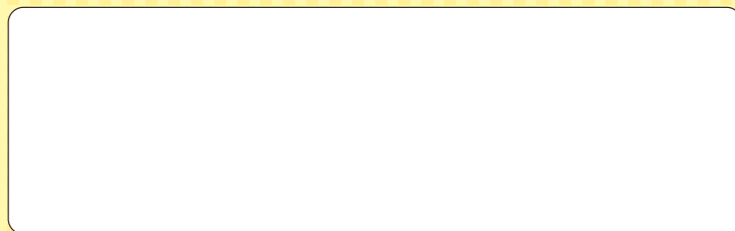




お申し込み・お問い合わせは所属共済会へ



 **出版共済**
K Y O U S A I

〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18いろは本郷ビル 2F
TEL・FAX ●03-3816-2934



はたらく みんなの 助けあい

出版共済 ご案内

2017年 改訂版

 **出版共済**
K Y O U S A I

“助けあいの輪”をひろげましょう!



「のびるん」

労働組合・労働者のみなさん。

出版共済の各種共済制度は労働組合員とその家族のための助けあいの制度です。

ぜひ出版共済に加入して全国の働く仲間の“助けあいの輪”を大きくひろげましょう。

CONTENTS

- 組織加入共済 P.2
- 個人加入共済 P.4
- 健康告知 P.6
- 主な免責事項 P.10

組織加入共済

- 労働組合活動事故見舞共済①型
- 慶弔共済



労働組合で共済会を結成するには、組合員全員で同じ種目・一律の口数で組織加入共済制度に加入していただきます。

労働組合活動事故見舞共済①型 【全員加入型】

労働組合の機関決定で行っている国内における諸会議や組合主催の行事*等に参加中(いずれも往復途中含む)の事故に対する保障制度です。*危険度が高い運動行為は除く

●月額掛金 **1口10円** ●加入最高限度 10口

●給付内容(1口あたり) 年齢制限なし

給付種目	共済事由	共済金額
死亡	労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	100万円
障害	労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級	100万円～4万円
入院	労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日～180日)	日額 500円
実通院	労働組合活動中の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院(1日～90日)	日額 250円

[入院+実通院(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。

慶弔共済

●月額掛金 **1口100円** ●加入最高限度 10口

●給付内容(1口あたり) 年齢制限なし

給付種目	共済事由	共済事由	共済金額
お祝い金	結婚	加入者が結婚したとき	5,000円
	出産	加入者に子供が生まれたとき	5,000円
	リフレッシュ共済金	加入10年(受給経験がない人) 勤続25年	5,000円
銭別金	退職	加入3年以上で無給付の場合	10,000円
弔慰金	本人死亡	加入者が死亡したとき	30,000円
	結婚	家族および親族が死亡したとき	5,000円



組織加入共済

- 組織・生命共済 ●組織・医療共済
- 組織・交通災害共済

1口単位で加入できるようになりました。

給付基準を入院1日以上安静休業連続7日以上に改善しました。

組織・生命共済

病気や不慮の事故による死亡・重度障害などに対する保障制度です。

- 月額掛金 **1口37円** ●加入最高限度 30口
- 健康告知不要
- 給付内容(1口あたり) 加入年齢65歳未満

基本契約	
すべての死亡 重度障害 (1・2級と3級の2・3・4号)	10万円



不慮の事故の場合は以下の傷害特約も対象となります。

傷害特約		
給付種目	共済事由	共済金額
死亡	不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	10万円
障害	不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級	10万円 ～4,000円
災害入院	不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日～180日)	日額 100円

- 1)「健康告知」の必要はありません。
- 2)共済事由の原因となる傷病の発生日が、新規加入の発効日以前または、不詳の場合には、共済金を削減する場合があります。

組織・医療共済

病気や不慮の事故による入院・安静休業に対する保障制度です。

- 月額掛金 **1口100円** ●加入最高限度 5口
- 健康告知不要
- 給付内容(1口あたり) 加入年齢65歳未満

給付種目	共済事由	共済金額
入院	1日以上180日限度	日額 500円
安静休業	連続7日以上90日限度	日額 250円

- 1)「健康告知」の必要はありません。
- 2)給付基準日数に達したとき、入院や安静休業の第1日目から給付します。
- 3)[安静休業]とは医師が「労務不能または安静加療が必要」と診断し、かつ、仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生の場合は、連続7日以上安静加療期間中の実通院日が対象となります)
- 4)[入院+安静休業(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。
- 5)新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。
- 6)共済事由の原因となる傷病の発生日が、新規加入の発効日以前または、不詳の場合には、共済金を削減する場合があります。

組織・交通災害共済

国内における交通事故による死亡・身体障害・入院・実通院に対する保障制度です。

- 月額掛金 **1口50円** ●加入最高限度 5口
- 給付内容(1口あたり) 年齢制限なし

給付種目	共済事由	共済金額
死亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	100万円
障害	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級	100万円 ～4万円
入院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日～180日)	日額 1,500円
実通院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院(1日～90日)	日額 500円

- [入院+実通院(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。
※被共済者が、職業上タクシー・ハイヤー搭乗中に交通事故が発生したときは、5口を限度に共済金を支払います。(個人・交通災害共済にも加入している場合、合計5口が限度)

個人加入共済

- 個人・医療共済
- 個人・交通災害共済

個人・医療共済

病気や不慮の事故による入院・安静休業に対する保障制度です。

- 月額掛金 **1口100円** ●加入最高限度 20口
- 加入範囲 組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居かつ同一生計の親族
- 健康告知必要 「健康告知事項」に該当する方は新規加入および継続加入時の増口はできません。(8ページ参照)

- 給付内容(1口あたり) 加入年齢65歳未満

給付種目	共済事由	共済金額
入院	1日以上 180日限度	日額 500円
安静休業	連続7日以上 90日限度	日額 250円

- 1)[安静休業]とは医師が「労務不能または安静加療が必要」と診断し、かつ、仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生の場合は、連続7日以上安静加療期間中の実通院日が対象となります)
- 2)給付基準日数に達したとき、入院や安静休業の第1日目から給付します。
- 3)[入院+安静休業(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。
- 4)新規加入より1年以内の共済事由は給付限度日数が給付基準の50%になります。

給付基準を入院1日以上安静休業連続7日以上に改善しました。

加入最高限度を20口に引き上げ、より厚い保障が可能になりました。

個人・交通災害共済

国内における交通事故による死亡・身体障害・入院・実通院に対する保障制度です。

- 月額掛金 **1口50円** ●加入最高限度 10口
- 加入範囲 組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居かつ同一生計の親族

- 給付内容(1口あたり) 年齢制限なし

給付種目	共済事由	共済金額
死亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	100万円
障害	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級	100万円 ～4万円
入院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日～180日)	日額 1,500円
実通院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の実通院(1日～90日)	日額 500円

- [入院+実通院(90日限度)]の場合は合計180日が限度です。
※被共済者が、職業上タクシー・ハイヤー搭乗中に交通事故が発生したときは、5口を限度に共済金を支払います。(組織・交通災害共済にも加入している場合、合計5口が限度)



★…制度改定しました。

個人加入共済

●個人・生命共済

組合員と家族が加入できる制度です。

一人ひとりのニーズにあった制度をお選びください。



個人・生命共済

病気や不慮の事故による死亡・重度障害などに対する保障制度です。

- 月額掛金 個人の年齢により異なる
0～25歳未満= **1口20円** 25～40歳未満= **1口35円**
40～65歳未満= **1口37円**
- 加入最高限度 150口
組合員本人・配偶者
①発効日の年齢が60歳未満の方 ……最高 150口
②発効日の年齢が60歳以上65歳未満の方 ……最高 60口
組合員本人・配偶者以外の親族
①発効日の年齢が25歳以上60歳未満の方 ……最高 150口
②発効日の年齢が60歳以上65歳未満の方 ……最高 60口
③発効日の年齢が4歳以上25歳未満の方 ……最高 60口
④発効日の年齢が4歳未満の方 ……最高 30口

- 加入範囲
組合員本人、配偶者、同一生計の子ども、同居かつ同一生計の親族
- 健康告知必要
「健康告知事項」に該当する方は新規加入および継続加入時の増口はできません。(6ページ参照)
- 給付内容 (1口あたり) 加入年齢65歳未満

基本契約	
すべての死亡・重度障害 (1・2級と3級の2・3・4号)	10万円

不慮の事故の場合は以下の傷害特約も対象となります。

傷害特約		
給付種目	共済事由	共済金額
死亡	不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	10万円
障害	不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級～14級	10万円～4,000円
災害入院	不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日～180日)	日額 100円

1)災害入院共済金は100口以上は一律1万円保障となります。

1口単位で加入できるようになりました。

組織・生命共済と個人・生命共済の加入最高限度を別に設定しましたので、より厚い保障が可能になりました。



★…制度改定しました。

- 個人情報について
加入者の個人情報は、法令等で開示が必要な場合を除き、共済業務遂行の目的以外には利用いたしません。
- 税金控除について
出版共済は労働組合が行う自主共済であり、掛金は所得控除の対象になりません。



個人・生命共済 掛金・共済金一覧表

加入年齢65歳未満

申込口数	基本契約				加入年齢と(月額)掛金					
	すべての死亡・重度障害 (1・2級と3級の2・3・4号) 共済金	死亡共済金	障害共済金 (1～14級)	災害入院共済金	0～25歳未満(1口20円)		25～40歳未満 (1口35円)	40～65歳未満 (1口37円)		
					4歳未満の親族	25歳未満の親族	25歳未満の本人・配偶者	60歳未満	60～65歳未満	
150	1,500万円	1,500万円	1,500万円～60万円	日額 1万円			2,750円	5,000円	5,300円	
140	1,400万円	1,400万円	1,400万円～56万円				2,600円	4,700円	4,980円	
130	1,300万円	1,300万円	1,300万円～52万円				2,450円	4,400円	4,660円	
120	1,200万円	1,200万円	1,200万円～48万円				2,300円	4,100円	4,340円	
110	1,100万円	1,100万円	1,100万円～44万円				2,150円	3,800円	4,020円	
100	1,000万円	1,000万円	1,000万円～40万円				2,000円	3,500円	3,700円	
90	900万円	900万円	900万円～36万円	日額 9,000円			1,800円	3,150円	3,330円	
80	800万円	800万円	800万円～32万円	日額 8,000円			1,600円	2,800円	2,960円	
70	700万円	700万円	700万円～28万円	日額 7,000円			1,400円	2,450円	2,590円	
60	600万円	600万円	600万円～24万円	日額 6,000円		1,200円	1,200円	2,100円	2,220円	
50	500万円	500万円	500万円～20万円	日額 5,000円		1,000円	1,000円	1,750円	1,850円	
40	400万円	400万円	400万円～16万円	日額 4,000円		800円	800円	1,400円	1,480円	
30	300万円	300万円	300万円～12万円	日額 3,000円	600円	600円	600円	1,050円	1,110円	
20	200万円	200万円	200万円～8万円	日額 2,000円	400円	400円	400円	700円	740円	
10	100万円	100万円	100万円～4万円	日額 1,000円	200円	200円	200円	350円	370円	
1	10万円	10万円	10万円～4,000円	日額 100円	20円	20円	20円	35円	37円	

※災害入院…不慮の事故を直接の原因とする事故の日から180日以内に始まる入院(1日～180日)
100口を超える部分は、災害入院の共済金が一律1万円となるため、1口あたりの掛金が5円安くなります。

健康告知

★「健康告知事項」に該当する方は、生命・医療共済へ新規加入および継続加入時の増口はできません。

なお、加入申込日から発効日まで「健康告知事項」に該当する事由が発生した場合、当該の加入申込は無効の扱いとなります。

〈健康告知事項〉

- 加入申込日において、病気やケガ(軽い風邪、花粉症、虫歯、軽度の盲腸、軽度のケガを除く)のため、休業または安静加療をしている者(休業または安静加療を要すると診断されている者を含む)
- 病気(軽い風邪、花粉症、虫歯、軽度の盲腸を除く)で、発効日からさかのぼって1年以内に医師の治療*を受けている者(治療を要すると診断されている者を含む)
- ケガのため、発効日からさかのぼって次の日数の休業または安静加療をした者
 - 1カ月以内に、通算して14日以上
 - 6カ月以内に、連続して14日以上
 - 1年以内に、連続して30日以上
- ケガのため、発効日からさかのぼって1年以内に、開頭、開腹または開胸の手術を受けた者。

*「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食餌療法等直接的・間接的な治療をいいます。

個人加入共済

- シニア生命共済(継続型)
- シニア医療共済(継続型)

加入対象年齢を
70歳未満から75歳未満まで
延長しました。



生命・医療共済に加入されていた方が
65歳からも引き続き加入できる 制度です。

シニア生命共済(継続型)

65歳以上75歳未満の方の病気や不慮の事故による死亡・重度障害に対する保障制度です。

- 月額掛金 **1口60円**
- 加入最高限度 **30口**
65歳満期日時点*で加入していた口数または30口のいずれか少ない口数
- 給付内容(1口あたり) **加入年齢65歳~75歳未満**

給付種目	共済金額
すべての死亡 重度障害 (1・2級と3級の2・3・4号)	4万円

※65歳満期日とは、65歳になった直後の満期日(効力発生日に65歳の誕生日を迎える方を含む)をさします。

シニア医療共済(継続型)

65歳以上75歳未満の方の病気や不慮の事故による入院に対する保障制度です。

- 月額掛金 **1口100円**
- 加入最高限度 **10口**(70歳以上は5口)
65歳満期日時点*で加入していた口数または10口のいずれか少ない口数
- 給付内容(1口あたり) **加入年齢65歳~75歳未満**

給付種目	共済事由	共済金額
入院	1日以上90日限度	日額 250円

★…制度改定しました。
2017年1月以降、契約更新する共済会ごとに、順次こちらの制度に移行します。



おすすめの 個人セット共済



新規・増口加入には
健康告知が必要です。

生命保障重視型(加入年齢65歳未満)



手頃な掛金で
病気やケガに備えながら、
生命保障をより厚くして
おきたい方

月額掛金	加入年齢	生命型	医療1型	医療2型
		生命200万円 (病気死亡)	入院日額2,500円 (病気の場合)	入院日額5,000円 (病気の場合)
月額掛金	0~25歳未満	850円	750円	1,250円
	25~40歳未満	1,150円	900円	1,400円
	40~60歳未満	1,190円	920円	1,420円
	60~65歳未満	1,190円	920円	1,420円
加入口数	個人・生命 ※1	20口	10口	10口
	個人・医療(1口100円) ※2	4口	5口	10口
	個人・交通(1口50円) ※2・3	1口	1口	1口

給付種目	共済事由	共済金額		
		生命型	医療1型	医療2型
死亡	病 気	200万円	100万円	100万円
	交通事故以外の不慮の事故	400万円	200万円	200万円
	交 通 事 故	500万円	300万円	300万円
障 害	病気による重度障害 ※4	200万円	100万円	100万円
	交通事故以外の不慮の事故による障害 (程度に応じて)	400万円~8万円	200万円~4万円	200万円~4万円
	交通事故による障害(程度に応じて)	500万円~12万円	300万円~8万円	300万円~8万円
入 院	病気(1日目~180日限度)	日額2,000円	日額2,500円	日額5,000円
	交通事故以外の不慮の事故 (1日目~180日限度)	日額4,000円	日額3,500円	日額6,000円
	交通事故(1日目~180日限度)	日額5,500円	日額5,000円	日額7,500円
実 通 院	交通事故(1日目~90日限度)	日額500円	日額500円	日額500円
安静休業	病気、不慮の事故いずれの場合でも (連続7日以上~90日限度)	日額1,000円	日額1,250円	日額2,500円

★ 加入口数については上記セット共済を各制度の加入限度の範囲内で調整することも可能です。

※1 生命について

- 【加入口数】 以下に該当する方は制限があります。
1.本人、配偶者以外の25歳未満の親族…60口限度(0~4歳は30口限度)
2.本人、配偶者を含めたすべての60~65歳未満の方…60口限度
【月額掛金】 発効日年齢により以下の1口当たりの掛金となります。
0~25歳未満=20円 25~40歳未満=35円 40~65歳未満=37円

※2 医療の[入院+安静休業]、交通災害の[入院+実通院]には、別途日数制限がありますので詳しくは4ページをご覧ください。

※3 被共済者が職業上タクシー・ハイヤー搭乗中に交通事故が発生したときは、5口を限度に共済金を支払います。
(組織・交通災害にも加入している場合、合計5口が限度)

※4 重度障害とは障害等級表の1~14級のうち、1・2級と3級の2・3・4号に該当するものです。

ご加入前に
必ずお読み下さい

他にもこんな制度があります

火災共済

火災や風水害などで住宅や家財が損害を受けた場合の保障制度です。

●保障内容

●火災等共済金



火災



消防作業による
冠水・破壊



落雷



破裂・爆発



航空機の
墜落



車両の突入



同一建物の他人の
住居からの水もれ



突発的な第三者の
加害行為
(損害額5万円以上)

●持ち出し家財共済金

●風水害等共済金

●諸費用共済金(失火見舞・漏水見舞・修理など)

●風呂の空焚き見舞金

●1口(最高10万円保障)あたりの掛金

木造・簡易住宅：年額60円(月額5円)

鉄筋住宅：年額30円(月額2.5円)

●住宅と家財の加入基準は以下のとおり

住宅の加入基準(1坪あたりの加入限度口数)

	木造住宅	鉄筋住宅	簡易住宅
加入限度口数	7口	8口	3口
最高保障額	70万円	80万円	30万円

住宅の加入最高限度は、**300口・3,000万円保障**

(簡易住宅は、150口・1,500万円保障)

家財の加入基準(加入限度口数)

居住面積	居住人数	1人	2人	3人	4人以上
10坪以上		50口	130口	140口	150口
10坪未満		50口	60口	70口	80口

家財の加入最高限度は、**150口・1,500万円保障**

※査定は、当会の住宅災害損害認定基準によります。

※詳しくは、火災共済のパンフレットをご請求ください。

※地震については、被害状況によって理事会で見舞金の給付を検討します。

自動車共済

●等級別割引・割増の継承可能

●全国どこでも24時間事故受付!

●割安な掛金、補償は充実!

●組合員の立場で示談交渉!

●車両共済・人身傷害補償・ その他特約あり



自転車保険

●年間わずかな掛金で家族全員の事故を補償

●自転車事故はもちろん、賠償責任事故も補償

●加入・給付手続は簡単

※年1回(5月20日締切)の募集です。

行事スポット保険

●レクリエーション、国内旅行、海外旅行や 組合行事に

●組合員とその家族なら誰でも加入可能

※詳しくは、行事スポット保険のパンフレットをご請求ください。

年金共済

●年金は2種類から選択可能

●加入者が万が一のときも残された家族の 生活を補償

●Aコース・Bコース共、保険料控除の対象

※年2回(5月15日、11月15日締切)の募集です。

主な免責事項

免責に関しては、ここに列記したものの他、各共済事業規約・細則の定めにもとづいて運営されます。

生命・医療・交通災害・火災

生命共済

第28条(基本契約にかかわる共済金を支払わない場合)

この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、死亡共済金・重度障害共済金を支払わない。

1. 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
2. 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
3. 被共済者が、発効日から1年以内に自殺したとき。(組織・生命共済を除く)
4. 被共済者が、自らの犯罪行為により死亡し、この会が共済金の支払を適当でないと認めたとき。
5. 共済金受取人が被共済者を死亡させたとき。ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、共済金からその者が本来受け取るべき共済金額を差し引いた残額を、他の共済金受取人に支払う。

2. 前項各号に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

第29条(傷害特約にかかわる共済金を支払わない場合)

この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、傷害特約にかかわる共済金を支払わない。

1. 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
 2. 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失により事故が発生したとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部についての受取人の場合、共済金額から該当する金額を控除し、残額を他の共済金受取人に支払う。
 3. 被共済者または共済金受取人の自殺行為により事故が発生したとき。
 4. 被共済者または共済金受取人の犯罪行為または私闘行為により事故が発生したとき。
 5. 運転者同乗者が被共済者の場合で、無資格運転、飲酒運転により事故が発生したとき。
 6. 運転者が被共済者の場合で最高速度違反(時速30km(高速道路の場合は時速40km)以上の速度超過)、信号無視(踏切警報機の警報無視含む)で事故が発生したとき。また、未整備車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
 7. 原因のいかんを問わず「頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛痛で他覚所見の認められないものによるとき。
 8. 被共済者の脳疾患・心疾患等の疾病、精神障害、泥酔、薬物依存等により事故が発生したとき。
2. 前項各号に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

医療共済

第27条(共済金を支払わない場合)

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

1. 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
 2. 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
 3. 被共済者または共済金受取人の犯罪行為によるとき。
 4. 原因のいかんを問わず、「頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛痛で他覚所見の認められないものによるとき。
 5. 正常妊娠・分娩によるとき。
 6. 被共済者の精神障害、薬物依存等によるとき。または薬物依存等により生じた傷病によるとき。
 7. 発効日において、被共済者について既に判明していた先天性の異常(発育異常、発育不全等含む。)によるとき。
2. 前項各号に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

交通災害共済

第28条(共済金を支払わない場合)

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

1. 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
 2. 被共済者または共済契約者あるいは共済金受取人の故意または重大な過失により事故が発生したとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部についての受取人の場合、共済金額から該当する金額を控除し、残額を他の共済金受取人に支払う。
 3. 運転者および同乗者が被共済者の場合で、無資格運転、飲酒運転により事故が発生したとき。
 4. 運転者が被共済者の場合で最高速度違反(時速30(高速道路40)km以上の速度超過)、信号無視(踏切警報機の警報無視含む)で事故が発生したとき。また、未整備の車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
 5. 被共済者または共済金受取人の犯罪行為または私闘行為により事故が発生したとき。
 6. 地震、噴火、津波、洪水、暴風雨その他これに類する天災により事故が発生したとき。
 7. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類する非常の出来事により事故が発生したとき。
 8. 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性によって事故が発生したとき。
 9. 原因のいかんを問わず、「頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛痛で他覚所見の認められないものによるとき。
 10. 試運転、訓練、競技、興行中に事故が発生したとき。
 11. 船舶乗組員、漁夫、船頭等の職務としての船舶搭乗中に事故が発生したとき。
 12. 被共済者が職務として以下の作業に従事中に、当該作業に直接起因する事故が発生したとき。
 - ① 荷役作業。交通乗用具への荷物の積込、積卸しおよび交通乗用具上における荷物の整理、調整等一連の作業を含む。
 - ② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃作業。
 13. 定期・不定期航空運送事業の用に供されていない航空機の操縦中、または当該航空機に搭乗することを職務とする者が職務上搭乗中に事故が発生したとき。搭乗することを職務とする者とは、業務遂行のために搭乗している者で、航空写真測量技師、航空カメラマン、機関士、操縦士等をいう。なお、定期・不定期航空運送事業の用に供される航空機については、厳重な監督と十分な整備・点検が実施されており、比較的安全度が高いため、これらの航空機への職業上の搭乗(パイロット、スチュワーデス、パーサー)等は除く。
 14. 被共済者の脳疾患・心疾患等の疾病、精神障害または薬物依存等により事故が発生したとき。
 15. 公的機関等の第三者の発行する事故証明書等が提出できないとき。
2. 前項各号に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

火災共済

第36条(共済金を支払わない場合)

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

1. 共済契約者が、共済金支払請求に関して、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
 2. 共済契約者の故意または重大な過失および犯罪行為により損害が発生したとき。
 3. 共済契約者または共済目的所有者の同一世帯に属する親族の故意により損害が生じたとき。
 4. 火災等または風水害等に際し、共済目的の紛失、盗難による損害。
 5. 原因が直接または間接であると問わず、地震、噴火、津波その他これに類する天災により損害が生じたとき。
 6. 原因が直接または間接であると問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類する非常の出来事により損害が生じたとき。
2. 前項各号に該当して、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を請求することができる。